

## 令和7年度第2回岬町まちづくり総合戦略会議 議事録

日 時：令和7年11月21日(金)10:00～

場 所：岬町役場 3F 第2委員会室

出席者：

敬称略。

氏名	所属	役職等
下村 泰彦	大阪公立大学	名誉教授
森澤 由子	岬町子ども・子育て会議	海星幼稚園 園長
阪本 敏郎	岬町商工会	会長代理 岬町事務局長
茂野 憲一	岬町農業委員会	会長
森村 成康	岬町自治区長連合会	会長
辻下 謙二	岬町社会福祉協議会	会長
永井 聰	岬町漁業振興対策連絡協議会	会長代理 深日漁業協同組合理事
小畠 信行	岸和田人権擁護委員協議会	岬町地区委員
久保田 将功	連合大阪泉南地区協議会	議長
桜井 邦人	株式会社池田泉州銀行	岬町支店支店長
河波 潤	関西電力株式会社	大阪支社 副支社長
篠原 あつみ		住民代表
浅井 香織		住民代表

○ 本会議会長

### 1 開会

事務局：令和7年度第1回岬町まちづくり総合戦略会議を開会します。

＜配布資料確認＞

資料1 岬町過疎地域持続的発展計画後期計画の策定について

資料2 岬町過疎地域持続的発展計画概要（案）説明資料

資料3 岬町過疎地域持続的発展計画（案）

資料4 今後のスケジュール

参考1 岬町まちづくり総合戦略会議委員名簿

参考2 岬町過疎地域持続的発展計画

＜委員出席状況の確認＞

事務局：本日の出席委員は、委員総数18名に対し、13名の出席となっており、本日の会議が成立していることを報告します。

<会議の公開について>

会長：議事に先立って、会議の公開について事務局に説明を求めます。

事務局：町情報公開条例に基づき、会議は原則として公開とされています。ただし例外として、個人や法人等に関する情報など条例で定められた事項に該当する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予想される場合は非公開とすることができます。なお公開の場合は、会議での発言や議事録について、後日公開されることになります。

会長：会議の公開については、特段の事由もないと判断されますので、公開するということでおよいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：異議ないようですので、本会議は原則公開とします。

事務局：事務局に、傍聴の申出が行われています。

会長：ただいま、事務局から傍聴の申出の報告を受けましたが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：異議なしと了解が得られましたので、傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

## 2 前回質問に対する回答

会長：それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、議事に入ります前に、前回委員から質問のありました事項につきまして、事務局より回答があると聞いておりますので、事務局説明をお願いします。

事務局：10月15日（水曜日）に開催しました第一回総合戦略会議においてご質問をいただき、次回会議でお示しさせていただくこととしておりました内容につきまして、ご報告させていただきます。

まず1つめとして、人口動態に関する外国人の割合に関するご質問をいたしました。令和7年11月5日時点で、本町の人口は14,106人、うち住民登録されている外国人は364人で、約2.58%を占めている状況です。本町には外国人研修センターがある関係で、時期によって転入・転出数が必然的に多くなることから、本町の外国人人口は、計測のタイミングによって振れ幅が生じることとなります。そのため、前回お示しした会議資料では、転入・転出者は、日本人移動者のみの人数を記載させていただいております。なお、出生数につきましては、外国人も含めた人数となっており、企画地方創生担当で受け付けている出産祝金受付件数として、令和7年度途中の実績で、受付件数45件のうち外国人同士の方が2件、夫婦

いずれかが外国人の方が 1 件、合計 3 件で割合としては約 6.6%となつており、過年度と比較してやや増加してきつてゐる状況です。

次に、2 つめとして、9 月 27 日に南海電鉄の事業で、南海電鉄の車両を利用した臨時企画列車「グレーターミナミトレイン」を運行し、大阪湾に面した南大阪の沿岸地域に根付く”海の恵み”と、食文化を五感で楽しむ美食が電車内で提供された取組についてご紹介をさせていただきました件で、南海電鉄さんより事業の実施報告をいただきましたのでご報告いたします。参加者数として、南海本線で 94 名、高野線でも同様の取組が実施され、103 名の参加があり、合計 197 名の方にご参加いただきました。参加者の性別は、男性が 45%、女性が 54%、未回答 1%。年齢は 30 代までが 11%、40 代が 17%、50 代が 36%、60 代以上が 36%です。参加者の居住地については、抜粋になりますが、泉州、南河内地域の方が 51%、大阪市内が 16%、他府県が 14% という結果になつております。事業の満足度としては、95%の方が満足またはやや満足と回答をされております。今回、電車がみさき公園駅に停車し、お越しいただいた方に岬町の魅力を PR させていただくことができ、まちに興味を持っていただくなつかけになつたのではないかと考えております。

以上、ご報告させていただきます。

### 3 議事

会長：ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等はございますか。特にご質問内容ですので、議事次第に基づきまして、進めさせていただきます。本日の議事は次第にありますように、今後のスケジュールまでの 3 つでございます。1 つずつ進めさせていただくことになると思います。まず 1 つめでございます。議事案件（1）「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」、事務局より説明願います。

事務局：案件（1）過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、説明させていただきます。

資料 1 岬町過疎地域持続的発展計画後期計画策定についてをご覧ください。

#### 1. 計画の策定要旨について

国の過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、これまで 50 年間にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、「過疎地域に持続的発展」という新たな理念のもと、令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。一般に「新過疎法」と呼ばれているものです。岬町は、この「新過疎法」で定める過疎地域の要件に該当したため、過疎地域に指定されました。過疎地域の指定の要件は、資料の四角に囲んでいるところに記載していますように、昭和 50 年から平成 27 年までの 40 年間の

人口減少率が 28%以上の人ロ要件と平成 29 年度から令和元年度までの 3 年度平均の財政力指数が 0.51 以下の財政要件両方を満たすことが条件となっております。岬町の人口減少率が 28.92%、財政力指数が 0.519753% と条件を満たしたことで過疎地域の指定を受けました。人口要件の比較年が昭和 35 年から昭和 50 年になったことで、人口が比較的多かった時期と比較されたことで人口要件を満たしたことにより過疎地域の指定を受けました。令和 3 年の新過疎法の施行により、820 の市町村が過疎地域の指定を受け、全国 1,718 市町村のうち 47.7% が過疎の指定を受けております。過疎指定を受けて、令和 3 年度「岬町過疎地域持続的発展計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度）を策定し、過疎対策事業債等の各種支援措置の活用を図り、持続的可能な地域の形成を目指してきました。過疎計画を策定することで、国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行など、国からの財政上の特別措置（支援）を受けてきました。過疎法に基づく国の支援の過疎対策事業債の発行は、町にとって非常に有利なもので、例えば、町が建物や道路を整備する事業を行うために、これまでには、町債を発行し借りたお金の全額を返還するところでしたが、これを過疎債として発行すると、7 割が国から交付税として補填され、町の負担は 3 割となり、大幅に負担を減らすことができます。過疎計画は、過疎から脱却するために必要な事業を定め、そのために必要な国からの支援を受けるための設計図になります。令和 7 年度末で現計画の計画期間が満了となるため、後期計画を策定します。過疎計画の策定にあたっては、「第 5 次岬町総合計画」及び「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」ほか各分野別の計画と内容の整合性を図るものとします。

資料の 2 ページをご覧ください。

## 2. 計画の概要について

計画の基本方針ですが、本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去 4 次にわたり総合計画を策定し、長期的展望に立ったまちづくりに取り組んできており、令和 3 年度に令和 12 年を目標年次とする第 5 次岬町総合計画を策定し、これまでの総合計画の成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの基本となる計画を策定しております。過疎計画につきましても、第 5 次岬町総合計画を基本とします。計画の目標についてですが、国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口推計では、第 5 次岬町総合計画の最終年度である 2030（令和 12）年の本町の人口は、12,107 人とピーク時の半分にまで減少することが見込まれております。人口減少を最小限にとどめ、縮退局面にあっても地域社会において誰もがいきいき暮らせるよう持続可能なまちづくりを目指し、人口減少の抑制に向けた取組を進める必要があります。岬町デジタル田園都市構想総合戦略では、このような状況を踏まえ、人口抑制を最優先課題とし、様々な

施策を総合的に取り組むことにより、2023（令和12）年の目標人口を12,694人と定めており、これを踏まえ、本計画の目標人口を12,694人と定めます。計画の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

資料の3ページをご覧ください。

過疎計画の策定にあっては、新過疎法で記載しなければならない項目が示されており、資料の3ページが計画の構成図（体系図）になります。現行の過疎計画と変わりはありません。最初に市町村の概要や市町村の財政状況等の基本事項を記載します。資料3の過疎計画案で言いますと1ページから13ページのところになります。次に地域の持続的発展のために実施すべき対策については国が示す12項目について、実施すべき施策ごとに、現状とその対策を記載しています。実施すべき12項目の施策ごとに各事業が紐づけされています。ここに事業をあげておかないと過疎債の対象にならないため、多少煮詰まっていないものもこの計画に上げておき、その後やるやらないも含めた検討をすることもあります。このため事業計画に載ったものもすべてを実施するわけではありません。社会情勢等様々な要因で、何を行うか実施するものが変わってきます。次の案件で事業の詳細を説明させていただきますが、事業計画は、現時点のものであり、今後事業を行う際に事業計画の内容が変わることがあります。事業計画については、流動的な性格であることをご理解ください。説明は以上です。

会長：説明ありがとうございます。今説明いただいたのは、令和8年度から継続する案をご説明いただくわけですが、まずこの過疎の計画っていうものがどういうもののかっていうふうなところをご説明いただきました。その中で、過疎というと、やはり過疎対策っていうのは全国的に問題になってますので、非常に気になる点ではあるんですが、本町は先ほど説明がありましたように人口減少等々から見た時に、非常に全国的には優良な過疎の地域であるっていうふうな説明でございます。ですから、過疎になっていくギリギリのところの一番トップ、過疎の地域の中においては、非常に優良過疎地域であり、過疎債っていうのが説明ありましたように、100%借りたとしても、返すのが3割でいいというような過疎債の発行ができるということで、町の持ち出し分が非常に削減されるっていうような利点もある、そういう説明でございました。従いまして、優良な過疎地域である、しかしながらやっぱり過疎対策っていうのは取っていくべきなので、今後5年間に向けて、今まで5年弱ぐらいでやってきた過疎対策を、鑑みながら、次の5年間をみなさまのお知恵を拝借しながら決めていく、そういうところを今説明いただいた次第です。  
何か不明な点ございましたら、ぜひご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか？特によろしいでしょうか。次に具体的な説明がございますので、遡ってご質問いただいてもというところですので、ではこのまま続けさせていただきます。

続きまして、次第の 2 つ目でございます。「岬町過疎地域持続的発展計画（案）について」、事務局より説明願います。

事務局：岬町過疎地域持続的発展計画（案）について説明させていただきます。資料 2 の岬町過疎地域持続的発展計画（案）説明資料と資料 3 の岬町過疎地域持続的発展計画（案）をご覧ください。資料 2 につきましては、資料 1 で説明させていただきました、施策展開の各項目ごとに事業計画をまとめたものです。なお、右側の写真につきましては、イメージできるよう、あくまで参考に載せているものです。

まず、資料 3 をご覧ください。

1 ページから 13 ページの基本的な事項につきましては、文章や表にあります数値について、令和元年度となっていたものを令和 2 年度に変更、また令和 6 年度の欄を追加しております。なお、国勢調査の数値を記載しているものは、令和 2 年度までの数値となっております。いずれも最新の数値に時点修正したものとなります。

8 ページをご覧ください。

下水道事業について、前期計画では下水道事業のみの記載でございましたが、漁業集落排水施設について追記しております。

10 ページ 11 ページは、計画の名称を変更したものでございます。

次に、実施すべき施策について説明いたします。

実施すべき施策は、1~12 までございますが、施策の推進のための指標については、現状の数値を 2020 年から 2025 年に変更し、目標についても見直しております。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、①移住・定住の促進としまして、移住・定住に対する優遇制度の整備、空き家バンク制度の充実、などに取り組み民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進め、ふるさとへの愛着や誇りを高めるとともに、住み続けたくなるまちづくりを進めます。

事業計画として、移住・定住支援事業・奨学金返還支援事業・地方創生総合戦略事業を予定しています。先にお配りしました資料につきましては、地域創生総合戦略事業とありますが、地方創生総合戦略事業の誤りでございます。申し訳ございません。

② 地域間交流の促進としまして、来訪者を増やして地域の魅力を発信する交流施策などの、マイクロツーリズムを進め、住民が地元の魅力を再発見し、余所からの来訪者に魅力を伝える取組を進めます。国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、観光イベントを活用し、地域住民との交流や物産の相互販売などを推進します。「関係人口」の創出や拡大につながる事業を展開します。

事業計画として、友好交流推進事業を予定しています。

③ 地域社会の担い手となる人材の育成としまして、自治会活動への参加を促進するなど、地域コミュニティの強化に努めるとともに、地域おこし協力隊を始めとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図ります。

事業計画として、地域活性化事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 16 ページをご覧ください。

事業計画に、地域創生総合戦略事業とありますが、地方創生総合戦略事業の誤りでございます。申し訳ございません。この地方創生総合戦略事業を事業計画に追加しております。

資料 2 の 2 ページをご覧ください。

2 産業の振興としまして、① 農林業・漁業の振興です。農地の集積化、集落営農の推進に努め、地域農業の生産性の向上を図るとともに、農地や農道の保全管理を促進します。森林資源の育成・活用に努めます。地元水産物の地産地消の推進や販売の拡大に向けた取組の支援とともに、観光漁業の推進に努めることで、将来の担い手にとって魅力ある漁業の振興に努めます。各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めます。

事業計画として、農とみどりの活性化構想関係整備事業・農とみどりの活性化構想推進事業・農業公園整備事業・有害鳥獣駆除事業を予定しています。

②企業誘致の推進です。企業誘致の優遇制度の整備を行うとともに、企業立地を促進し、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図ります。

事業計画として、企業誘致事業を予定しています。

③商工業・情報通信産業の振興です。商工会や観光協会との連携などを通じて、創業などによる新たな事業者を支援します。

事業計画として、岬町農産物特産品化支援事業・深日港活性化事業・創業者支援事業を予定しています。

3 ページをご覧ください。④ 観光の振興です。まちの魅力を実体験してもらい、関係人口の増加につなぐため、地域資源を活かした新たな“みさきブランド”を確立します。新たなみさき公園を整備し、より求心力のある都市公園を目指します。日本遺産として認定された「葛城修驗」などの観光資源の活用や深日港活性化の取組などを推進します。

事業計画として、観光施設整備事業・みさき公園整備事業・観光振興事業・海釣り公園整備事業を予定しています。

⑤港湾の活性化です。深日港を人流・物流機能を担う交流港として再生・発展させるため、洲本港と結ぶ航路を定期航路にするなど、にぎわいの創出と物流拠点としての深日港の整備を進めます。

事業計画として、深日航路再生事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 18 ページをご覧ください。

その対策の①農林業・漁業の振興について、現在、検討している「(仮称) みさき農業公園」について、道の駅みさきを含む周辺地域において、農とみどりを活かした活性化拠点整備を進める。を追記しております。

19 ページのその対策の④観光の振興に、訪日外国人に対して本町の魅力を発信する。岬町観光協会と緊密に連携し、本町の認知度向上や交流人口の増加に取組む。道の駅みさき、とっとパーク小島について、修繕、更新等計画的な整備を推進し、集客能力の向上に努める。を追記しております。

21 ページの事業計画について、農業公園整備事業・観光振興事業・海釣り公園整備事業を追加しております。

資料 2 の 4 ページをご覧ください。

3 地域における情報化としまして、①地域における情報化。急速に進展する情報化社会へ対応すべく、オンラインによる行政サービスの利用の増加を目指します。

事業計画として、電子手続き推進事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 2 ページをご覧ください。

アナログ規制の見直しを追記しております。

資料 2 の 4 ページに戻ります。

4 交通施設の整備、交通手段の確保としまして、①道路等の整備です。第二阪和国道は交通量の増加に伴う渋滞を解消すべく、早期の四車線化に向けた整備を求めます。災害などの緊急時対応ができるよう、計画的な町道の改良・補修等整備を行います。

事業計画として、町道改良事業・町道西畠線整備事業・町道宮下連絡線整備事業・橋りょう整備事業・農道整備事業・林道整備事業を予定しています。

②交通手段の確保です。南海電気鉄道本線・南海多奈川線、コミュニティバスなど公共交通の維持と利便性向上を図ります。歩行者、自転車、公共交通機関が安全かつ快適に利用できる交通環境づくりを推進するとともに、みさき公園駅前の整備を行います。

事業計画として、コミュニティバス整備事業・コミュニティバス運行事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 24 ページをご覧ください。

①道路等の整備について、・町道宮下連絡線を追記しております。25 ページの事業計画についても、同様に・町道宮下連絡線整備事業を追加しております。

施策の推進のための指標のコミュニティバス利用者数の現状の数値に誤りがございます。1 が一つ多く、119,205 人が正しい数値です。申し訳ございません。

資料 2 の 5 ページをご覧ください。

5 生活環境の整備としまして、①です。上下水道の整備。安心安全な水道水の安定的な供給のため、大阪広域水道企業団による水道施設の適正な維持管理・運営がで

きるよう連携を図ります。効率的な下水道整備を推進するとともに、浸水被害の軽減に向けた雨水排水整備を進めます。

事業計画として、流域下水道事業・公共下水道整備事業・合併処理浄化槽設置整備事業・漁業集落排水施設整備事業を予定しています。

②環境負荷の軽減です。ごみの分別の徹底、4R（発生回避・排出抑制・再利用・再使用）を推進することで、ごみの排出量の削減に努めます。ごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場施設は、適切な運営や長寿命化計画等を定め、設備改修を実施していきます。

事業計画として、ごみ処理施設整備事業・し尿処理施設整備事業・淡輪火葬場整備事業・深日墓地法面改修事業を予定しています。

③消防・救急、危機管理体制の充実です。防災体制では、最新状況に合わせてハザードマップを適宜更新します。岬町地域防災計画の点検・見直しを行い、体制・対策強化を図り、自主防災組織の育成支援、地域団体やボランティアの連携など住民主体の防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。

事業計画として、地域防災力の充実強化事業・消防車両整備事業・消防団可搬ポンプ整備事業を予定しています。

④良質な住環境づくりの推進です。老朽化した木造建築物が多い市街地では、耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に取り組みます。岬町住宅マスタープランに基づき、地域の特性に応じた住宅政策を進めます。岬町空家等対策計画に基づき、空家等の発生予防と適正管理、活用の促進及び管理不全な空家等の解消に努めます。空き家バンク制度の充実、民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進めます。

事業計画として、町営住宅整備事業・空家等対策事業・既存民間建築物耐震診断補助金交付事業・木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付事業・ブロック塀等撤去工事補助金交付事業を予定しています。

計画の変更点は、資料3の26ページをご覧ください。

(1)現状と問題点の①上下水道の整備の中に、漁業集落排水施設について追記しております。

②消防・救急、危機管理体制の充実については、前期計画では、「消防」のみの記載となっているものを「消防・救急」と変更し、危機管理体制の防災体制として、台風や集中豪雨による浸水被害、南海トラフ地震等、環境の変化やニーズを的確に把握した上で、より効果的な防災体制の確立に取り組むとしております。

27ページのその対策として、①上下水道の整備の下水道の説明箇所に漁業集落排水施設を追記し、計画区域における整備の早期完了を目指すこと。公共下水道施設、漁業集落排水施設等の適正な維持管理、老朽化した施設・設備の計画的な整備を行うこと。また、下水道事業による処理ができない地域に対して、個人が行う浄化槽

の設置費用を一部助成する補助事業を引き続き実施する。としております。

②環境負荷の軽減について、有価物集団回収報奨金交付事業の実施を新たに追加しております。

28 ページの③消防・救急、危機管理体制の充実については、避難所について、町職員と自主防災組織や災害ボランティア等との協働による運営体制を確立することや、要配慮者等の特性に配慮し、医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築すること、並びに災害用資機材等の備蓄・整備をすることなど、避難所における良好な生活環境の確保に努める。としております。

29 ページの施策の推進のための指標について、リサイクル率（事業系資源化量を含む）とリサイクル率（事業系資源化量を含まない）の現状の数値について、どちらも 5.9%となっておりますが、どちらも 6.1%の誤りです。申し訳ございません。

30 ページの事業計画について、深日墓地法面改修事業・既存民間建築物耐震診断補助金交付事業・木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付事業・ブロック塀等撤去工事補助金交付事業・消防車両整備事業・消防団可搬ポンプ整備事業を追加しております。

資料 2 の 6 ページをご覧ください。6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進としまして、①子育て環境の確保です。保育所等の児童福祉施設や学童保育施設の整備・充実を図り、地域住民の要望に応じた保育に努めます。子ども医療費助成や保育料無償化など子ども・子育て支援を推進します。子育てと仕事を両立しながら社会へ参画でき、保護者が安心して働くよう、小学校と連携した放課後活動が行われる環境づくりを進め、児童の健全育成に努めます。

事業計画として、保育所施設整備事業・子育て支援事業・地域子育て支援拠点事業・ひとり親家庭医療費支給事業・子ども医療費助成事業・子育て支援センター施設整備事業・保育所給食調理場統合事業・児童遊園整備事業を予定しています。

②高齢者福祉の推進です。高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送り、自分らしい暮らしを続けられる環境づくりを進めます。日常生活を支える地域包括ケアシステムの充実を図るため、医療と介護の連携や介護予防の充実、地域包括支援センターの機能強化、認知症支援策の充実等を推進します。

事業計画として、老人憩いの家整備事業を予定しています。

③障がい者（児）福祉の推進です。障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、相談体制・支援体制の充実を図り、関係機関と連携の上、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。障がい者等の自己決定を尊重した意思決定の支援、障害福祉サービス等の体制の整備を進めます。

事業計画として、重度障害者医療費助成事業・地域生活支援事業を予定しています。

④保健衛生です。生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るため健康増進計画を踏まえ、住民の健康づくりを支援します。拠点となる保健センターや健康ふれあい

センターの施設整備・充実を図ります。

事業計画として、保健センター整備事業・健康ふれあいセンター整備事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 31 ページをご覧ください。

(1) 現状と問題点の②高齢者福祉の推進について、地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会を実現する。などを追記しています。32 ページの④保健衛生について、年齢や性別、職業などライフステージに合った取り組み。感染症対策や未知の感染症への対策について追記しております。

(2) その対策の①子育て環境の確保について、児童遊園や学校給食共同調理場への統合・整備を追記しております。②高齢者福祉の推進について、ひとり暮らし高齢者や認知症の増加、制度や分野の包括的・横断的な支援体制の構築、介護予防・生活支援サービスの充実、介護予防の充実、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の強化、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の更なる整備、認知症施策の推進に取り組む、介護予防拠点や老人憩の家等の施設の維持・整備について追記しております。

34 ページの事業計画について、保育所給食調理場統合事業・児童遊園整備事業を追加しております。

資料 2 の 7 ページをご覧ください。

7 医療の確保としまして、①医療の確保です。住民が安心して医療を受けることができるよう、医療の確保や診療施設の運営支援を行うとともに、府との連携や支援をもとに持続可能な医療体制の充実を図ります。救急医療については、広域連携による一次、二次、三次救急による医療体制の支援を行い、継続的・安定的な体制の充実に努めます。

事業計画として、救急医療施設運営費負担金事業・地域医療研究費負担金事業・泉州佐野泉南医師会看護職養成運営費負担金事業・泉州広域母子医療センター運営負担金事業・泉州南部初期急病センター運営費収支差益負担金事業・ウイルス性肝炎疾患治療費助成事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 35 ページをご覧ください。

(1) 現状と問題点の①医療の確保について、少子高齢化や核家族が進むなか、在宅医療や介護サービスとの連携が必要。小児科医の確保が困難な状況があり、救急体制を維持するための取り組み。を追記しております。

また、(2) その対策として小児救急体制の確保については早急に取り組みを進めます。を追記しております。

36 ページの事業計画について、ウイルス性肝炎疾患治療費助成事業を追加しておりますが、これは、前期計画では、6 の子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進に挙げていたものを医療の確保に変更したものです。

資料 2 の 7 ページに戻ります。8 教育の振興としまして、①学校教育です。令和元年度に策定した長寿命化計画に基づいて、学校施設の大規模改修及び長寿命化を進めるとともに本町の将来を担う子ども達の教育環境を整備します。教育環境のあり方について検討を行ない、適正な教職員の配置を行うとともに、学校施設の適切な維持管理を行い、安全安心な学習環境を整えます。

事業計画として、小学校整備事業・中学校整備事業・共同調理場整備事業を予定しています。

②生涯学習です。幅広い世代に地域密着型の学習活動機会が提供されるよう、指導者確保と充実した事業の実施に努めるほか、施設の維持管理、利便性の向上に努めます。生涯学習・コミュニティ拠点として、様々な機能を兼ね備えた複合型図書館の整備を検討します。スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に取り組みます。

事業計画として、生涯学習施設整備事業・公民館施設整備事業・岬町公民館・図書館整備事業・社会教育施設整備事業・学習活動充実事業・生涯学習体験事業を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 37 ページをご覧ください。

(1) 現状と問題点①学校教育について、町立の小学校の給食費の完全無償化事業を実施、町外小中学校等に通学する児童生徒の給食（昼食）に係る経済的負担の軽減を目的とする補助事業について追記しております。

38 ページの(2)その対策の、①学校教育について、不登校児童・生徒を支援することを目的に、校内教育支援センター・教育支援センターを設置し、自立するための支援を行う。フリースクール等を利用する家庭に対して経費の補助を実施し、児童生徒の自立支援を図る。を追記しております。

39 ページの施策の推進のための指標について、みさきファミリーマラソン大会参加者数が令和 6 年度で終了し、今年度は（仮称）ではございますが、岬町町民ふれあいスポーツ大会を 11 月 24 日に開催する予定となっており、新たな指標として加えております。

事業計画については、岬町公民館・図書館整備事業・社会教育施設整備事業を追加しております。

資料 2 の 8 ページをご覧ください。

9 集落の整備①集落の整備でございます。地域コミュニティの活性化を図るため、自治区（会）の活動の場を整備するとともに活動を支援します。地域間、地方公共団体と民間が連携し、それぞれが持つ資源や特長を活かしながら、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展を促進します。

計画の変更点は、資料 3 の 40 ページをご覧ください。

(1) 現状と問題点①集落の整備について、安心して暮らせるまちづくりのために、

日々の生活を送るなかで起こる、災害・住環境・防犯・交通・福祉の分野における課題の解決に向けて様々な取組。について追記しております。

資料 2 の 8 ページに戻ります。

10 地域文化の振興等①地域文化の振興等で、文化財や歴史文化の保護・保存、活用に努め、特色のある地域文化の振興を図ります。岬の歴史館を歴史文化の情報発信及び歴史的価値の見込まれる収集品の拠点として、また住民交流の場として有効活用を図ります。令和 2 (2020) 年に日本遺産として認定された「葛城修験」の活用を図ります。

事業計画として、岬の歴史館整備事業・歴史文化継承事業（人材育成）を予定しています。

10 地域文化の振興等については変更ございません。

11 再生可能エネルギーの利用の推進①再生可能エネルギーの利用の推進です。岬町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等の更新や立替え時において、省エネ設備・機器の導入や太陽光発電設備等再生可能エネルギー設備の設置推進を行うとともに、コミュニティバスや公用車の電動化等により温室効果ガスの排出削減を図ります。

事業計画として、コミュニティバス公用車の電動化等を予定しています。

計画の変更点は、資料 3 の 43 ページをご覧ください。

事業計画について、コミュニティバスや公用車の電動化等を追加しております。

資料 2 の 9 ページをご覧ください。

12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項①健全な行財政運営です。「岬町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。老朽化などの課題を有する本庁舎については、建て替えを含めて整備計画の検討を進めます。

②参画・協働のまちづくりの推進です。住民との協働において必要な情報の共有に努めるとともに、地域力が高い本町の特徴を活かし、住民や自治会、住民活動団体、事業者と行政が、お互いの役割と責任を明確にして協働のまちづくりを進めます。  
③広域連携の推進です。広域化する行政課題に対応するため、周辺市町との連携強化や、結びつきが強い洲本市、和歌山市など県境を越えた広域的な連携・交流を推進します。

12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、変更はございません。

以上になりますが、計画につきましては担当課と再度調整を行う可能性もございますので、多少の修正がある場合がございます。

説明は以上になります。

会長：はい、説明ありがとうございます。ただいま、資料 3 岬町過疎地域持続的発展計画

(案)、説明いただいたわけですが、これだけではなかなか分かりづらいので、この概要版をA4横にしていただいて、特段重要な点について説明をいただきました。内容につきましては、1から12項目に分けて、深くご説明いただいたわけです。その中で現在の本町の人口の状況、それから行財政の状況、社会的な機運や動き、それをもとに今後12項目について今までやってきた4年半5年の見直しをしながら、これらを相対的・総合的に考えた上で、この資料3で書いてある赤いところ、これが次の新規で特段反省っていうことではないんですけど、新しくこういうふうな視点で方針を決め推進をしていくと、具体的な事業というのはまだまだこれから変更があるかとは思うんですが、事業計画についてはこのA4横の真ん中の部分に具体的に施策方向性を見据えて、どんな事業をこれから考えているんだというふうな提示があったという理解でよろしいかと思います。従いまして最初にこの1から12の資料を項目ごとに大きな方向性や新たなどんなことをやっていくかっていう風な紹介を今いただきました。その中では、本日は地元を代表するような町民の方、居住環境や教育環境やいろいろ関係してくると思います。深く農業・漁業・観光・商工業、これらどんな方向でやっていくかという話を、総合計画を基に、実際的に行動する過疎計画でございますので、ここに書き置いた方が良い内容が抜けていないか、書いておかないとなかなか進めてもらえないかなというのもあるので、何かお気づきの点、抜けがないかとか、これどういう意味だとかっていうところを、ご質問いただいて、事務局で回答できるところもあれば、実際に担当されている部署がありますので、そこに戻って一度、意見を聞いてくる必要がある案件も出てくるかもしれません。ですが、そろそろ最終に近い段階ですので、こういう計画で今後5年間進めていきます、いかがでしょうかっていうふうな問を投げかけておられますので。会議としてはできたら、その辺り個別にクリアして、最終いい物に、というふうなことを思っております。いかがでしょうか何か?もちろん、各種団体の皆様からとは違う点でも結構ですし、何かご質問ご意見等ございましたら是非お願いしたいと存じております。はい、どうぞ。

委員：細かいところというよりも、少し大枠のところで質問というか、ご意見になるかもしれませんけれども、少しちょっとお伺いしたいところがありまして、事業がたくさん増えていくのは、これは町民さんにとってはすごくいいことやと思うんですよね。町民サービスがすごく細分化されてますんで、増えていくのはもう当然仕方ないことかなと思ってます。で、この中で減ったことがあまり記載されてないので、どんどんこう事業が増えていくって、実際その町民サービスの最前線で働いていただいてる職員さんへの負担がどうしても増えるのかなっていうイメージをこうちょっと描いたんですね。で、当然職員さんもおそらく、増えられないでしょう。事業が増えたから職員さん増えるんであれば、当然私の老婆心で、心配ないかと思うんですけども、そうでないのであれば、これからこう事業が増えて、町民さん

に対してはすごくいいんですけれども、最前線で働いていたいてるその職員さんへの負担というのが少し気になったので、ちょっとそういった目線でも、今後運営にあたって検討いただいたらいいのかなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。以上です。

会長：はいありがとうございます。その辺の配慮等々はいかがでしょうか。

事務局：今日の事業計画の説明の中では増えた事業ばかり、着目して説明させてもらったんですけども、事業の前の計画に載ってて、今回の計画から除いてる部分もあるんです。それはもう既に事業が終わってしまった計画を除いているので、全て増えているわけではなくて、減ったものもあるし、増えたものもあり、増えたものが多いんですけども、全て追加になっているわけではないです。

副町長：ちょっと補足させていただきますと、当然町の財政もございますし、当然職員の人数もあります。で、今回計画をたくさん並べてるんですけども、その中で年度年度ですね、優先順位を決めながら、どれをやっていくかっていうのは、その都度その都度議論しながら、全部を一気にやるとかというようなそんな議論ではないっていうところです。

会長：はい、ありがとうございます。他いかがでしょう？ 大きな体制の話が今ご意見出ましたが、各個別の案件で12項目ございますので、この辺りの体制どうなっているのかとか、言葉が分かりづらいとかっていうところでも結構でございます。

委員：学校教育の中の不登校生徒の支援についてですけども、今回、校内教育支援センターを設置ということですね。どういった具合のものを作ろうとしているんですかね。

事務局：今のご質問にありました、校内教育支援センターの詳細につきまして、学校教育課の方に確認しまして、詳細の方また次回、回答させていただければと思います。

委員：それに加えて障害児等の福祉の推進ありますよね、33ページ。これにも絡んでくると思うんですよ。不登校についてはもう少し考えてもらわなかんと思うんです。日本的には23年24年と増えています。生徒数が減ってんのに、不登校が増えてます。こういった事態があるんで、原因の1つもこの33ページの3番にあるようなこともありますんで、それと連携してこういうのをしてしていただければいいと思うし、教育委員会の方にはもっとマンパワーを入れていただいて、今の不登校についてはカバーしていってもらいたいなと思うんですけども。

会長：また担当課とご議論いただいて、協議についてもご検討いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。他いかがでございますでしょうか？

委員：空き家バンクの充実って書いてるんですけど、今空き家ってどの程度あって、将来的にどうしようと思ってるんかなと思って。それと過疎地域の補助金というのは、空き家バンクをリノベーションして、新規事業者に貸す、そういうことは無理なんでしょうかね。

事務局：空き家につきましては、協議会っていうのを役場の方で作ってまして、それで専門の先生方とかに参加してもらって、空き家計画というのがあるので、それをもとに毎年会議を開いて、空き家をどうしていくかっていうのは協議させてもらってるところです。その中でもなかなか町自体が空き家をどうにかして流通するっていうのはなかなか難しい、っていうのは専門家の先生からご意見いただいて、町ができるのは危険空き家についてどうするかとか、そういうところは町がすべき問題であるとは言われてるんです。空き家については今地域おこし協力隊のミッションにも空き家の解消というのを入れてまして、空き家の調査とかも行ってもらってるところなんです。空き家もだんだん増えてきているので、それについては活用できたらいいなと思ってるんですけど。多奈川の方にあるまちづくり交流館も、元旅館の空き家を活用して交流館として利用しているので、そういうのもできたらいいなとは思ってるんですけど、なかなか活用まで行くのはなかなか難しい状況ではあるところです。

事務局：一点補足なんですかけども、あの今年度からですね、空き家に関して、お試し居住事業ということでですね、多奈川の空き家を役場の方で借り上げまして、岬町に移住をされてきたい方に対してお試しで岬町の暮らしを体験いただくような制度を今年度からしております。岬町に引っ越したいけれども、どういう暮らしなのか分からない、具体的なイメージがつかないという方がやはり移住セミナーとかでお話として伺いますので、ぜひ、こういった事業を活用して、岬町の暮らしを体感いただきたいというところと、岬町の空き家問題ですね、空き家解消活用の、微力ではありますけれども、少しでも繋がっていけばいいかなというふうに考えています。以上すみません、補足になります。

会長：ありがとうございます。定住者増も含めた形での、空き家対策っていうところが、利活用の側面でご質問いただいたわけです。空き家法に基づく空き家計画を作ると、10年間は協議会を作つて運営管理をしていくっていうふうなことに確かに付いてたと思います。空き家の問題っていうのは、利活用の側面と、ご説明がありましたように、管理不全空き家をはじめ、倒壊する恐れがあるという危ない空き家、所有者が不明、もしくは多人数に分かれている空き家対策の方が、今、各市町村がやられている主流になってきて、どうも今空き家の利活用というところが弱いような気もしておりますので、ご意見がありましたように、今事務局からご説明がありましたように、いろんな魅力付で空き家を活用していく、居住のみならず、いろんな施設利用でも、そういうふうなことを目論んで目指してやっていただけるというところは非常にいいかなというふうに拝聴しておりました。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう？

委員：発酵料理と日本酒のお店やっています。去年の6月にオープンしまして、同時に岬町内と、大東市・東大阪・枚方とかいろんなところにイベント出店させてもらってま

す。深日港フェスティバルとか、町内のイベントの際に岡山県美咲町の方から交流関係があるとのことでPRに来ていただいているんですけども、逆に岬町の方から町外にそういうPRの活動がどんな感じで行われるのかなっていうのは、住民側から把握しきれていないっていう部分があります。うちの店は店舗営業だけじゃなくて、イベント出店で土日とかあらゆる所に行って、海の町をすごくアピールしています。で、海のない町とかにイベント出店すると、やっぱり岬町の海の魚介類とか、たこの串焼きとか、いろんなものをすごく興味を持って買ってくれたります。だからそういうのをもうちょっとPRしていけたらなと思ってるんですけども、そこは事業者だけじゃなくて、事業者と自治体と連携してやっていたら、もっとすごい大きな力になって、いろんなところにPRできるんちゃうかなと思いますので、よかつたら検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

会長：はい、ありがとうございます。産業育成っていいですか、地元産業の育成と同時に情報発信の方法、これらについてのご意見かと思います。商工でやられているような、もしくは観光でやられているような情報発信以外に、個別の事業者さんが、そういうご希望がある、これについてはどの分野で対応になるんですかね。もし可能性があれば、そういうご意見があつたっていうことは、所管課にもご紹介いただけたらと思います。

事務局：深日港フェスティバルの際には、岡山県美咲町から来ていただいて、向こうは畠とか山の、海のない町なので、農産物とかの販売をしていただいたところです。今月、岡山県美咲町の方で深日港フェスティバルのようなイベントがありました。その中で私たち職員がイベントに参加させてもらっています。私たち職員がそういうイベントに参加させてもらっていることを、あまり今まで外にこういうのをしてましたっていうのは出てないかなと思ってるんですけど、次の岬だよりの表紙にはそちらのイベントでの写真を表紙にさせてもらおうと思ってるので、町がどこかのイベントに行ったっていうような情報とかも、これからもっと町民の皆さんに、こういうことを町がしてるっていうのをもっとお知らせできるようになればいいかなと思っています。他の部署ではいろんな観光とか産業とかでもイベントがあると思うんです。町内のイベントではなくて、町外の方に行くイベントもあると思います。そのイベントは町の職員が行くんじゃないくて、事業者さんとかも一緒に行っていただくイベントとかもあると思います。私も以前観光の方にいたときは、商工会さんの方に相談させてもらって、こんなイベントがあるんで事業者さんも一緒に出店していただきたいんですけども、そういう相談とかさせてもらって、商工会を通じて、商工会の会員さんとかに、聞いていただいて、一緒に行っていただく事業者さんも紹介してもらって、一緒にイベントに参加させてもらったことがあります。そういうこともなかなか、イベントには参加しているけれども、町民の皆さんにあまりお知らせっていうか、PRできてなかつたと思うので、

そういうことも今後 PR していけたらいいかなと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。産業育成といいますか、産業のみならず岬町の魅力発信も含めて、所管課の縦割りではなくて横の繋がりで、今ご紹介いただいたような横連携も含めた情報を広く発信しながら、地元産業の育成や、関係人口を増やしたり、もしくは定住人口を増やしたり、そういう魅力発信に繋げていくっていうところを模索いただけたら、というご意見だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員：空き家の話に戻っちゃうんですけど、例えば気になる空き家がある、明らかに空き家で「気になるな、欲しいな」っていうので、素人ではなかなかその持ち主さんにたどり着けない場合、役場が仲介みたいなしてもらうことはできないんですかね。相手さんと会わせてもらうとか繋げてもらう。やっぱり素人だと、謄本とか取りに行ったら分かるんですかね。

会長：空いてるかどうかの判断ってなかなか難しいとは聞いています。

委員：明らかにずっと住まれてない場所ってあるじゃないですか。そこの土地が欲しいなと思った時にどうやってそこにたどり着けたらいいのかって。

事務局：空き家バンクに登録されてるお家とかだったら、役場の方からも繋ぐことはできるんですけど、空き家かなと思うところを、役場がその持ち主とかを調べさせてもらって、それをお伝えするとか中間を持つっていうことは役場では難しいです。

委員：やっぱり難しいですかね。それが公にできたら、もっとここ気になってるなっていう方とか結構いらっしゃると思うんですけど、その橋渡しをしてくれたら、もっと空き家がなくなるような気がしました。

会長：空き家っていうのは非常に個人情報なので、なかなか。

事務局：ちょっと補足させていただきますと、会長がおっしゃるようにですね、あくまでも個人の資産になりますので、それを町がその情報を出すっていうのは正直行政側としては難しいという実態があります。一方でですね、納税はしていただいてる家がほとんどですので、そういう納税通知書の中にですね、大阪の空き家コールセンターとかの案内を乗せて、空き家で困っている方に対して、無料相談、こういう機会もありますよっていう情報発信は町からも毎年してますので、その中で持ち主の方が売却しようとかですね。そういう思いを持っていただいて初めて不動産屋さんとかになりますので、町としては、まずはその流通を促すような、こんな環境・相談場がありますよとか、そういうようなまずは声かけてっていうところをやっています。

会長：ありがとうございます。空き家バンク、行政運営がプラットフォームをとりまとめさせることと、民間でやられてる民民での、個人との流通なんかを促進されてるところもありますので、役所の人にここ調べてっていうのはなかなか大変だと思いますので、そういうふうな不動産関係の方々に今後相談されるとかっていうの

も1つあります。よろしくお願ひします。他いかがでしょう？

委員：まちづくりということで、子どもが安心して遊べる環境だとか、子育てしやすいっていうのが人口増加につながる第一歩かなと思うんです。で、私、幼稚園関係なんですけれども、引っ越してくる方の中には本当に縁があって、海があってお金を払って遊びに来させてたところに、もうお金を払わずにずっとここに住んで子育てをしたいっていう方が引っ越して来られるケースがいくつかあるんです。釣りをさせたいとかで。本当に岬町はいいところなんですけれども、それがアピールできていないのかどうか、インスタとかね、いろんな方法で発信はされてると思うんですけども、その発信をもっとする機会を増やさないと。知るっていうことがまず第一歩なので、そういうことを発信していくのも大事だと思います。みさき公園がなくなってからの、岬町に降り立つ人の少なさもすごく感じます。なので、児童遊園等、魅力のある子供の遊び場っていうものを整備できたらっていうので、事業計画の中にも書かれてるんですけども、保育所施設、小学校中学校の設備に関してはここに書かれてあるんですけども、学校の第一歩って、学校とはっていう第一歩はね、幼稚園、幼児教育から学校に繋がるっていうふうに定義されているんですけど、幼稚園のことが全く書かれてない。幼児教育の大切さが全くどこにも見当たらないというところにちょっと残念さがありまして。岬町にも幼稚園があります。公立でも岬町に淡輪幼稚園があるんですけども、その施設についても何か魅力のあるものにしていくとか、保育所のことは書かれてあって、小学校中学校の整備についても書かれてあるんですけど、岬のこの幼稚園をどうしていくのかっていうところがちょっと見えない感じがあるので、岬町としてはその公立の幼稚園をどうしていきたいのかなっていうところも、教えていただきたいのと、学校給食とか幼稚園・保育所の給食も今無償化にしてくださってるので、それも子育て支援になってると思います。子育て支援をもっと発信したらいいのにな、っていうのがあります。で、公立の幼稚園が通園バスの無償化もされてるんですけども、それもまちづくりの中の一つ大きな魅力かなと思います。なので、岬町としてこの幼稚園のあり方っていうのをここには何も書かれてないので、一つも単語が出てこないっていうところがちょっとどうなってるのかなっていうのを教えていただきたいと思います。

会長：はい、ありがとうございます。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。幼稚園につきましてはですね。あり方検討委員会というのをやっておりまして、その辺の意見も踏まえてですね、今後担当課に、過疎計画に中に幼稚園という文言が出てないというご意見がありましたのでね、施設の補修維持、また今後のあり方も含めて、事業のその辺を協議しましてですね、幼稚園っていうのはまだ存続しておりますので、そういうのをできる限り何かの形で記載したいと思っておりますので、ご了承ください。それと一点目の、情報発

信についてのご意見いただきました。こちらにつきましては、なかなか我々としても、若い世代が子供を産むような環境を整備するというのが人口の増加につながるということは理解しております。で、情報発信っていうのはすごく大事で、岬町は自然環境豊かで子育てしやすい環境だというご意見もいただいております。今情報発信としましては、大阪市内向けに岬暮らしという情報発信番組を流しておりまして、それを見ていただいて、移住定住に繋がるかどうか分かりませんけど、1つのきっかけとしてこっちに遊びに来てもらって、いいとこやねということで移住につながればなというような情報発信の取り組みもしております。それとここでは移住定住支援事業ということで項目出しあしておりまして、その中で住宅を購入すれば補助金が出るとか、賃貸住宅の場合も補助金が出るとか、そういういろんな大きな項目で載せておりますけど、いろんな施策を打ってるんですけど、なかなか一般の人にはどどんなことやってるのかっていうのが分かりづらいというところがありますので、広報紙みさきだよりとか、それは町内になるんですけども、町の施策として、いろんな取り組みをしているというところにつきましては、住民さんに分かるようにやっていきたいなと思っております。以上でございます。

会長：ありがとうございます。お話がありましたように、魅力をどう発信するかっていうところと同時に、子育て環境の中で定住者を呼び込めるような形での取り組みをやっていただきながら、子供の環境づくり、子育てする環境と同時に周辺地域の環境づくりもということを気遣いされてるというようなご意見かと思います。ご存知のように、幼稚園・小学校・中学校は文部科学省の方の管轄で、保育所は厚生労働省の管轄になってて、子育て環境と教育環境っていうのは若干違うとはいえ、同じ年代層がどちらかに行く場面が多いので、幼稚園は大体昼ぐらいに帰ってきて、保育所は延長保育があるので、例えば晩の6時まで7時まで8時まで、そういうふうな延長保育があるので、お二人働かれてる方はどうしても保育所を選ぶ、そういうふうなライフスタイルと関係してるというふうに聞いたこともあります。本町も、難波から1番南の方なので、延長保育を晩の8時までやるとすごい魅力だね、っていうのが一瞬なので、他の市町村もすぐ真似て8時までされると。せっかく長く見てもらえる環境がもう他所の市町村がすぐに真似するので、なかなか特化した提案になっていかない。そういうのは昔ここでいろいろ話をしている時にありました。従いまして、いかに子育て環境で子どもたちにとっての魅力をつけて、しかも働いておられる方々いらっしゃるので、いかに保育したり幼稚園として教育したり。その辺も全部合わせ技で考えていく必要が私もあるうかというふうに思います。この辺も教育委員会のみならず、いろんな部署と一緒にお考えいただいて、展開いただければと思います。

事務局：一点最後に補足させていただきたいんですけども、あの現岬町政といたしましては、幼児教育は非常に大事だという考え方の下で、公立町立の幼稚園もございます。ただ

今回の議論はあくまでも過疎債として立てるかどうかの話でございまして、決して幼児教育に対して、小学校中学校とは別だとは思ってなくてですね。幼児教育でも、町政としては十分取り組んでいくという方針は変わりはないというところです。

会長：一連のものなのでしっかりとやっていくことをお考えになられられいるということです。ご理解いただけたかと思います。他いかがでしょうか？他にも各専門的な分野がいろいろ記載されている場所があります。何かお気づきの点がございましたら。

委員：丁寧な説明ありがとうございました。二点ございます。ちょっと私のマクロの感覚がズレていたら、仰っていただきたいんですけども。人口減が進むというトレンドを少しでもこうピークアウトする時期をずらそうというような、今回ご計画の中で、過疎債の対象になるような計画を全網羅的にまずは一旦上げてますという理解をしております。その中で、少しそういった視点で 2030 年度の、KPI を見てまいりますと、コミュニティバスがわりと一万数千人利用が上がりますっていうような形の KPI になってるんですけども、これは、人口は明らかに減っていく中で、そういういったコミュニティ、モビリティ関係を利便性を上げることで増やしていくというようなロジックなのか、そこがまず一点分からなかつたので教えていただきたいなということと、先生もおっしゃいましたけども、せっかく岬町はこういった自然の宝物をたくさん持ってらっしゃいますので、過疎債と言ってもやっぱり 3 割は町の借金として残ってまいりますので、できましたら次計画されている農業公園の計画もそうですけれども、例えばふるさと納税に資する様な何か地域の特産品をしっかりと作っていくというようなことでですね。その債務を元から作らないというような取り組みもぜひ視点に入れていただけると、町の財政の棄損がなく、いろいろな事業ができるということにも財政的にもつながるかなというふうに素人ながらも思いますので、そこはぜひご留意お願いできたらなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

会長：はい二点ご意見ご質問ございましたらいかがですか？

事務局：コミュニティバスの目標なんんですけど、確かにですね、人口が減少してきておりまして、特に高齢者が利用する割合が多いというのが事実でございます。それとですね、やっぱり我々の目標としましては、この数を増やすのがどうかというはあるんですけど、ただたくさんの方に乗っていただきないと、基本路線じゃなくてですね、いわゆる山間部とかですね、そういうところの、路線も結構今問題になっておりまして、収益を上げるという意味ではたくさんの方に乗っていただきたいなどいうところでございます。それと、岬町にとっては、やっぱりこのコミュニティバスというのが高齢者にとってのすごく貴重な移動手段になっておりますので、目標についてはやっぱり今より利用者を増やす、特に高齢者だけじゃなくて、通学と

か通勤で若い世代も乗っていただけるような取り組みを進めるということで、現状より目標値を高めてですね、利用促進につなげたいという取り組みを進めております。で、二点目の過疎債の負担ですね。結局3割は借金になりますので、今まあこのように掲げてるたくさんの事業があります。ただ、全ての事業が、逆に3割でできるというわけじゃわけではございませんでして、当然、国の予算というのがありますので、国の予算と協議、その辺を確認しながらですね毎年、優先順位をつけながらどの事業するのかというところで協議して進めると。ただ、5年間の計画になりますので、社会情勢等変わってきますので、いろんな面で対応できるようにいろんな事業を出してるというところです。それとふるさと納税のご意見もありました。確かにふるさと納税というのは、本町のみならず全国で貴重な財源として行政が取り組んでる政策でございます。いわゆる経費を除いて大体50%ぐらい、半分は地方の財源になります。で、寄付者はどういう事業に使ってほしいっていうことを明記して、例えば大きな項目になるんですけど、教育・福祉とか、そういうところに使ってくださいね、っていうことで、寄付をいただきます。で、我々としてもその寄付のどういう目的で使ってほしいっていう意向に沿って、単費じゃなくって寄付を当てている事業もたくさんありますので、財政面と協議しながら、うまく有効活用しながらですね。また過疎債も活用しながらいろんな事業に取り組んでいくところでございます。以上です。それとですね、ふるさと納税を増やす施策として地域活性化企業人制度というのがございまして、これは企業と協定を結びまして、うちは今年11月からふるさと納税を増やす取り組みについてJCOMさん、今日は欠席いただいているんですけど、JCOMさんの方から派遣いただいて、ふるさと納税を増やす取り組みに従事していただいてるところでございます。これは地域課題解決ということで、企業が持てる強みを地方自治体と連携しながら、生かしながら、課題解決に向ける、ということなんで、たまたま今回はふるさと納税の増加ということだったんですけど、こういう制度っていうのは国の特別交付税っていうことで交付金がおりますので、本町におきましてもそういう地域活性化企業人また地域おこし協力隊とかですね。そういう人材が不足しておりますので、民間企業と連携しながらですね、課題解決に向けて取り組んでいくという方向性で現在進めております。以上になります。

会長：ありがとうございます。他いかがでしょうか？皆様からいろんなところでご質問いただいております。少し持ち帰るといいますか、調べる案件もありましたが、おおよその大きな枠組みって言いますか、構成についてはご意見がなく、並びに個別対応的なご質問が多かったというふうに理解してございます。ですので、もしよろしければ、この案でおおよそご了解いただいたということでおろしゅうございますでしょうか。もちろん、質問が出た点に関しては事務局で、何らかの形でご回答いただく必要があるかと思います。他いかがでしょうか？他にご質問・ご意見がない場

合は、次の議題に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、この案につきましては、部分修正等あるかもしれません、委員の皆様に、これ後は微修正になるかと思いますので、もしよろしければ、あの委員長預かりというふうなことをさせていただくということで、事務局もよろしいでしょうか。委員の皆さん、もしよろしければそう対応させていただけたらと思います。はい、ありがとうございます。それではご質問いただいた件に関しましては私と事務局とで、一度相談させていただきたいと思います。はい、それでは残っております議案の3でございます。今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 案件(3)今後のスケジュールにつきまして、説明させていただきます。資料4をご覧ください。本日、当会議にて、過疎計画の素案の検討をしていただきました。本日の会議にて、みなさまからいただいた意見を原課と調整させていただき過疎計画案として、12月上旬～12月下旬にかけてパブリックコメントを行うと同時に大阪府との事前協議を進めさせていただきます。また、原課と調整させていただく中で、他にも修正点が出てくるかもしれません、ご了承お願いいいたします。修正した過疎計画案については、会長一任でお願いしたいと考えております。次に、令和8年1月29日に第3回の会議を開催し、パブリックコメントを反映した過疎計画案をお示しさせていただき、審議いただき、過疎計画を確定させていただくと同時に大阪府と正式協議をさせていただきます。新過疎法第8条において、過疎計画を定める時は、都道府県と協議しなければならない、市町村の議会を経ることが定められていますので、大阪府との正式協議を経て、3月議会にて過疎計画策定にかかる決議を経て、国へ計画を提出したいと考えております。ご協力よろしくお願いいいたします。説明は以上です。

会長： はい、ありがとうございます。私先ほど先走りまして、委員長預かりというふうにさせていただきましたが、これは1月29日にもう1回あるんですね。委員長預かり破棄したいと思いますので。それではパブリックコメントで意見を聞いた後に、本日のご意見いただいた修正案、ご質問に対するお答え等々は1月29日にもう1回出てくるという理解でよろしいんですかね。それを持って括弧の（案）を取るという形になろうかというふうに思います。是非、次回も皆様ご協力よろしくお願いしたいと思います。それでは予定しておりました案件につきましては以上でございます。それでは確認ですが、本件について、もう1回、やはり事務局と修正案を持ってパブリックコメントにかけるということにさせていただきたいと思っております。ですので、パブリックコメントかける前にもう1回会議で集まることはなく、この内容の修正については私に一任いただくということでご了解いただきたいと思います。よろしいですか。はい、ご了承いただいたということで、それではこの（案）をベースにパブリックコメントへ入らせていただきたいと思います。は

い、それでは長時間に渡りまして、皆様慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。それでは事務局に議事進行をお戻ししますので、何かありましたらよろしくお願ひします。

事務局：本日は長時間に渡ってありがとうございました。次回の会議につきましては、1月29日、木曜日の10時からを予定しております。正式な通知につきましては、また送付させていただきたいと思いますので、ご出席の程よろしくお願ひいたします。本日は長時間に渡りどうもありがとうございました。